

大口町告示第140号

大口町地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年12月25日

大口町長 鈴木雅博

大口町地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱の一部を改正する要
綱

大口町地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱（平成29年大口町告示第102号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「協議会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、同条第2項中「協議会」を「会議」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（書面審議）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会議)</p> <p>第6条 <u>協議会の会議</u>（以下「<u>会議</u>」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>会議</u>は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。</p> <p>3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p><u>(書面審議)</u></p> <p>第7条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、委員長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>(専門部会)</p> <p>第8条 委員長が必要と認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。</p> <p>2 専門部会員は、協議会で選定された者で構成する。</p> <p>3 部会員は、委員長が任命する。</p> <p>4 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。</p> <p>5 部会長は、協議会の委員から選出し、副部会長は、部会長が指名する。</p> <p>6 部会長は、専門部会を代表し会務を総括する。</p> <p>7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 協議会の庶務は、健康福祉部健康生きがい課において処理する。</p> <p>(その他必要事項)</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>協議会</u>は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。</p> <p>3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第7条 委員長が必要と認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。</p> <p>2 専門部会員は、協議会で選定された者で構成する。</p> <p>3 部会員は、委員長が任命する。</p> <p>4 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。</p> <p>5 部会長は、協議会の委員から選出し、副部会長は、部会長が指名する。</p> <p>6 部会長は、専門部会を代表し会務を総括する。</p> <p>7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、健康福祉部健康生きがい課において処理する。</p> <p>(その他必要事項)</p>

新	旧
第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。	第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。